

児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場 について

〔令和元年 8 月 1 日〕
厚生労働大臣伺い定め

1. 趣旨

令和元年に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号）の規定等に基づき、児童虐待の防止に向けた課題を整理し、国、都道府県及び市区町村における体制の強化を進めるため、都道府県等との協議の場（以下「協議の場」という。）を設ける。

2. 構成員

別紙のとおりとする。

3. その他

- (1) 協議の場は、非公開とする。
- (2) 協議の場の議事要旨は、公開とする。
- (3) 協議の場の会議資料は、原則公開とするが、構成員の同意の下、非公開とすることができる。
- (4) 協議の場の構成員の代理出席を可能とする。
- (5) 協議の場の下にワーキンググループを開催する。
- (6) 協議の場及びワーキンググループは、必要に応じ、関係者の参加を求めることができる。
- (7) 庶務は、厚生労働省子ども家庭局において処理する。

児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場
構成員名簿

尾崎 正直	高知県知事
村岡 嗣政	山口県知事
太田 稔彦	豊田市長
清水 勇人	さいたま市長
成澤 廣修	文京区長
吉田 信解	本庄市長
金森 勝雄	舟橋村長
後藤 正和	神山町長
根本 匠	厚生労働大臣
渡辺 由美子	厚生労働省子ども家庭局長